

# 世界人権宣言70周年

## はじめに

「人権」という言葉からあなたはどんな印象を受けますか。  
「とても大切なもの」それとも「何だか堅苦しくて難しいもの」、  
はたまた「自分には関係ないもの」でしょうか。

「人権」とは、「全ての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持つ権利」であり、誰にとっても身近で大切なもの、違いを認め合う心によって守られるものだとして私たちは考えています。子どもたちに対しては、「命を大切にすること」、「みんなと仲良くすること」と話しています。

「人権」は難しいものではなく、誰でも心で理解し、感じることできるものです。しかし、現実の社会では、いじめや虐待によって子どもの命が奪われたり、インターネット上の書き込みによりプライバシーの侵害を受けることがあります。障害があることなどを理由とする偏見や差別、いわゆるヘイトスピーチを含む外国人に対する差別、同和問題（部落差別）なども依然として存在しています。いずれも悲しく痛ましい人権問題です。このようなことがどうして起こるのでしょうか。どうすればこのようなことをなくせるのでしょうか。

この冊子では、本年6月に公表された「平成30年版人権教育・啓発白書」に基づき、我が国でどのようなことが主な人権課題として取り上げられているのかについて触れ、それに続いて、法務省の人権擁護機関の仕組みや活動の概要、国際社会における人権擁護のための取組のあらましを説明しています。

平成30年は、基本的人権尊重の原則を定めた世界人権宣言が昭和23年（1948年）に国連で採択されてから70周年の節目の年です。さらに、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を2年後に控え、社会全体で人権問題に取り組もうとする機運がますます高まっています。

この機会に、皆様にこの冊子をお読みいただき、「人権」についての理解を一層深めるきっかけにいただければ幸いです。

平成30年8月  
法務省人権擁護局

